

## 長崎本線鉄道輸送サービス推進協議会設置要綱

### (名称)

第1条 本協議会は、長崎本線鉄道輸送サービス推進協議会(以下、「協議会」という。)と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、新幹線建設を含む県内鉄道ネットワーク全体の改善を図る必要性を踏まえ、主として、諫早駅以東の県内の長崎本線について、鉄道輸送サービスの維持、向上を推進することにより、沿線地域の発展と豊かで住み良い地域社会の形成を目的とする。

### (構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会に座長を置く。座長は、委員の互選とする。
- 3 座長の指名によって座長代理を置くことができる。

### (学識経験者等)

第4条 協議会は、必要に応じて学識経験者等の意見を聞くことができる。

### (協議事項)

第5条 協議会は、主として、諫早駅以東の県内の長崎本線の鉄道輸送サービスの維持、向上方策の検討、推進について協議する。

### (協議会の開催)

第6条 協議会は、必要に応じ随時開催することとし、招集は座長が行う。

(事務局)

第7条 事務局は、長崎県地域振興部新幹線対策課に置く。

(経費)

第8条 協議会に要する経費は、県と市の負担及びその他の収入をもってこれに充てる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成17年 8月31日から施行する。

この要綱は、平成18年 8月 1日から施行する。

この要綱は、平成20年11月10日から施行する。

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成30年 1月 4日から施行する。

この要綱は、令和 3年 1月19日から施行する。

(別表)

協議会委員の構成

長崎県（地域振興部長、地域振興部次長、交通政策課長、新幹線対策課長）

諫早市（政策振興部長、市民生活環境部長）

沿線地域代表（高来地域、小長井地域、長田地区等）